

令和 5 年 12 月 吉日

保護者様

大阪 市 教 育 委 員 会

令和 6 年度からの学校給食における食物アレルギー対応の変更に関するお知らせ

平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、昨今、食物アレルギーの原因食物（アレルゲン）が多様化しており、学校給食においても対応が複雑化しております。

食物アレルギーは児童生徒の健康に関わるため、本市の学校給食においては、これまでも安全を優先して対応してまいりましたが、より安心・安全な学校給食に向け、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び大阪府教育委員会「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の取扱いに併せ、学校給食における食物アレルギー対応を下記のとおりとし、児童生徒の正確な食物アレルギー情報をもとに、全市統一して対応することといたしました。

また、これに伴い、今後食物アレルギーサポート月間は設けず、年間を通して食物アレルギーに配慮した給食を提供できるよう検討を進め、献立や食材の工夫を重ねてまいります。

今後も引き続き、安心・安全な給食の実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1 自己除去対応の廃止

食物アレルギーのある児童生徒については、そのアレルゲンを含む献立を食べることはできないこととし、「自己除去対応（配食されてから自身で食材を除去する対応）」を廃止します。

また、従前のとおり、食べる量の調節や、献立・体調による喫食の判断等（例：卵どうふは食べないがオムレツは食べる、体調が良い日は食べる）はできません。

2 「食物アレルギー個別対応用献立表」及び「個別対応献立」の名称変更について

今回の対応変更に伴って、次のとおり名称を変更します。

- ・「食物アレルギー個別対応用献立表」 ➡ 「食物アレルギー献立表」
- ・「個別対応献立」 ➡ 「除去食」※

※「ふ」「ワントンの皮」「マカロニ」は給食で提供しないこととなるため、小麦の除去食は廃止し、除去食は「卵（鶏卵・うずら卵）」の 1 種類となります。

3 その他

(1) 給食提供ができない場合について

次のいずれかに当てはまる場合は、学校給食における安全確保が困難であることから給食提供ができないため、「牛乳、主食、副食」をすべて停止し完全弁当対応となります。

- ① 給食で使用するアレルギー関係書類 3 種「食物アレルギー個別対応用献立表（新名称：食物ア

レルギー献立表)」「アレルゲン一覧表」「加工食品の原材料表」では喫食の判断ができない

- ② 医師が記入する学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の「E 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの」に○が付く
- ③ 加工食品の原材料に注意喚起表示（製造ライン、えび・かにが混ざる漁獲方法等）があるものについて医師からの除去指示がある

[注意喚起例]

- ・同一工場、製造ライン使用によるもの
- ・原材料の採取方法によるもの
- ・えび、かにを捕食していることによるもの

- ④ 食器や調理用具の共用ができない
- ⑤ 揚げ油の共用ができない
- ⑥ アレルゲンが不明瞭な場合（「あくの強い食べ物」等）
- ⑦ その他安全な給食提供が困難と考えられる状況

※今回の対応変更に伴い、令和6年度より食物アレルギー献立表の加工食品の原材料に関する注意喚起表示を記載しません（▽えび、▲小麦等）。

(2) 学校生活管理指導表の取扱いについて

学校給食におけるアレルギー対応は、医師が作成した学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）をもとに、学校が対応を決定しますが、設備や人員等の事情により、学校生活管理指導表の記載どおりの対応ができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、医師の診断で喫食停止が解除された場合、学校給食では喫食の練習や慣らしは実施できませんので、家庭で喫食し運動状況や体調によらず発症しないことを確認のうえ、解除申請を行ってください。

[学校給食で対応ができない学校生活管理指導表の記載例]

- ・牛乳 50ml 摂取可
 - ・少量なら摂取可
 - ・おかずから○○のみ取り除いて摂取すること
 - ・麺は摂取可、パンは不可
- 等